

海外経済要録

米州諸国

◇米国、1965年第1四半期の対外金取引

財務省は、5月27日、本年第1四半期における米国政府と外国公的機関との金取引状況を公表した。同期間中の米国の売却額(ネット)は、欧州諸国への流出増大を主因に、811百万ドルに達した(前年同期28百万ドル、前年中36百万ドル)。フランスへの売却超がその過半(482.5百万ドル)を占めているのが注目されるほか、スペイン、英国、ベルギーが大手売却先きとなっている。なお、このほか国内向けに22百万ドルの売却があったので、結局第1四半期中金準備額は合計833百万ドル減少し、3月末財務省保有金残高は14,563百万ドルとなった。

米国の対外金取引

(単位百万ドル、-売却超、+買入超)

	1965年1/4	1964年1/4	1964年
オーストリア	- 25	- 32	- 55
ベルギー	- 39	-	- 40
フランス	- 483	- 101	- 405
オランダ	- 35	-	- 60
スペイン	- 90	-	- 32
スイス	- 38	-	- 81
トルコ	- 16	-	-
英国	- 76	+ 109	+ 618
西ドイツ	-	- 200	- 225
イタリア	-	+ 200	+ 200
その他	- 9	- 4	+ 44
合計	- 811	- 28	- 36

◇カナダ、銀行法等の改正法案提出

ゴードン蔵相は5月6日、銀行法およびカナダ銀行法(中央銀行法)の改正法案を議会に提出した。同国の銀行法は有効期間が10年と定められ、その更新にあたってはこれを再検討して必要な改正を行なうことになっており、昨年がちょうどその年に当たっていた。しかし、これに備えて1961年10月以降問題点を検討中であったRoyal Commission on Banking and Financeの報告書(39年5月号「要録」参照)提出が遅れたうえ、その勧告内容が広範にわたっていたためもあって、昨年は改正法

案の提出が見送られ、旧法が暫定的に一年間延長されていたものである。

なお、カナダ銀行法についても上記報告書中の勧告の一部を採用して、同時に改正法案提出の運びとなった。それぞれの概要は次のとおりである。

1. 銀行法関係

(1) 銀行の抵当貸付制限の撤廃

現在、銀行(Chartered Bank)は住宅抵当貸付法(National Housing Act)により政府保証の付されたもの以外の住宅抵当貸付は行なえないが、この制限を撤廃し一般住宅抵当貸付をも一定限度内で認めることとし、かつ貸出金利の最高限度規制の対象外とする(なお、銀行の一般貸出金利については、上記報告書の最高限度規制(現在6%)撤廃の勧告にかかわらずこれを存置する)。

(2) 現金準備(Cash reserve)率の変更

銀行は現行法上、預金の8%またはカナダ銀行法に基づき8~12%の範囲内で同行が定める比率相当額を手元現金またはカナダ銀行預け金の形で保有しなければならない(現在は銀行法の定める8%)が、これを7%に引き下げ固定することとする(したがって、カナダ銀行法における当該規定は当然廃止されることとなる)。

(3) 金融面のカナダ化政策

何人といえども1銀行の株式の10%以上を取得しえないこととするほか、銀行の理事(director)の%は通常カナダに居住する者でなければならないこととする。前者については、1963年にカナダの銀行8行のうちの一つThe Mercantile Bank of Canadaの株式の大部分が米国のFirst National City Bank, New Yorkにより取得された経緯からみて、今後かかる事態の発生を避けることを主たるねらいとするものとみられる。

2. カナダ銀行法関係

(1) 政府のカナダ銀行に対する金融政策指示権

現行法は、金融政策の策定・実施に関する政府とカナダ銀行との関係につき明確な規定を欠いているが、今回新たに、金融政策につき大蔵大臣とカナダ銀行総裁との間に定期的協議を義務づけるとともに、両者間に意見の相違がある場合には、大蔵大臣は、総裁との協議および政府の承認を経たのち、総裁に対して指示(directive)を与えることができることとする。指示は文書の形式をとり、特定期間を限って有効とする。さらに指示の内容は直ちに公表され、指示権行使後15日以内に議会に提出されるものとする。

(2) 金準備率規定の廃止

現行法上、カナダ銀行は銀行券発行高および預金債務に対し25%以上の金準備を維持することを義務づけられ

ている(もつとも、本条項は1940年以降停止されている)が、これを完全に廃止することとする。

(3) 第2次準備率の法制化

新たにカナダ銀行法上同行に対して、銀行預金の6～12%の範囲内で第2次準備(secondary reserve)率を銀行に課する権限を与えることとする。これは前記銀行法上の現金準備率とは別個のものである。

これに対して現在は、市中銀行とカナダ銀行との紳士協定に基づき、銀行は預金総額の15%以上を手元現金、カナダ銀行預け金、コール・ローンおよび大蔵省証券で保有することを義務づけられており、銀行法上の現金準備率はこの中に包含される形となっている。

欧 州 諸 国

◇ E E C 委員会、第 8 次年次報告を公表

E E C 委員会は 6 月上旬、昨1964年 4 月から本1965年 3 月に至る 1 年間の E E C の活動に関して第 8 次年次報告を公表した。その概要は次のとおり。

(1) 統合の政治面については、加盟国間で意見の相違が生じて来たのは事実であるが、それによって共同体の発展にはなんらの影響もなかった。その上、加盟各国政府間の意見の相違は次第に狭まって来ている。

(2) 当該期間中、共通穀物価格が設定され、域内関税がさらに引き下げられるなど統合のテンポは数年前までは考えられなかったほど速まった。加盟各国は、共通インフレ対策の実施を通じ、対内・対外均衡を維持するためには共同して当たらねばならないことを認識したのである。このような関税同盟の漸進的形成、共通経済政策の実施に伴い、E E C はすでに実質上の第 3 段階にはいったとみられる。

(3) 共通運輸政策および共通通商政策はその確立・実施が遅れており、すみやかに遅れを取り戻す必要がある。とりわけ共通通商政策についてほとんど進展がみられないことはきわめて遺憾であって、こうした状態が続けばそれによって他の諸分野における E E C の発展も妨げられることが懸念される。

◇ E F T A 首脳会議におけるウイルソン英首相の提案

E F T A (欧州自由貿易連合)では、5月24、25日の両日ウィーンにおいて首脳会議を開催したが、同会議においてウイルソン英首相は E F T A と E E C との接近を図ることを提案した。かかるウイルソン首相の提案は、従来英国の E E C 接近にきわめて消極的であった労働党政政府の態度の変化を示すものとして内外の注目を集めた。

その概要は次のとおりである。

(1) E E C は1967年 6 月末までに関税同盟を完成させる予定であり、E F T A と E E C との間の溝は強まろうとしている。欧州の分裂をさけるために、いまや両グループ間の橋渡しをしなければならない(must be bridged)時期にきており、いかに困難でも事態を放置すべきではない。

(2) E F T A 諸国のなかには E E C に加盟せよとの主張もあるが、現状ではこれは困難である。

(3) 現状においてなしうることは、フランスが態度を変えるまで E E C への加盟をまつか、あるいは両者の分裂による弊害を軽減するなんらかの方策を見出すことである。しかし、フランスの態度の変更をまつよりは、いまや E F T A がイニシアティブをとって、どこまで E E C がこの橋渡しに協力してくるかを打診すべき時期にきている。

(4) きたる10月にコペンハーゲンで開催される E F T A 閣僚会議はこの問題を検討するよい機会であるが、具体的には E F T A と E E C との間で恒久的な閣僚級委員会または代表者会議を設け、たとえば、ケネディ・ラウンド終了後両者に関心の深い品目につき多角的な関税引下げ交渉を行なうとか、米国・カナダ自動車関税撤廃協定のような自動車の欧州自由貿易地域の創設などを検討すべきである。

このようなウイルソン提案に対して E F T A 諸国はさほどの関心を示さず、むしろ E F T A 内部の結束強化を図ることが先決であるとの意見が強かった模様であるが、会議終了後コミュニケが発表され、一応ウイルソン提案の線にそって検討が進められることになった。もつとも対 E E C 接近に踏み出すについてはそれが失敗に終わらないという目安がつかうことが必要とされているほか、英国の輸入課徴金全廃などによる E F T A 自体の強化も同時に進められるべきであるとしている。これに伴い E F T A 委員会は、必要な手続的準備および E E C との会議で討議すべき実質的な政策事項を検討し、10月の E F T A 閣僚会議に報告することとなった。

これに対して E E C 側では、西ドイツとオランダはウイルソン提案が両ブロック間の溝をうめるための正当な努力であるならば、これを歓迎するとの比較的好意的な態度を表明しているが、その他諸国では目下のところなんらの反応を示していない。

◇ 英蘭銀行の公定歩合引下げと賦払信用の規制強化

英蘭銀行は 6 月 3 日公定歩合を 1% 引き下げて 6% とし、即日実施する旨発表した。これは昨年11月23日の引上げから 6 か月10日ぶりであるが、7%の危機レートが

続いた期間としては戦後最長(1957年当時6ヵ月間、61年当時3ヵ月10日間)である。

今回の引下げについて英蘭銀行は、引下げ後もなお6%という高水準にあり、また商務省の賦払信用の規制強化措置が同時に実施されたことからわかるとおり、金融引締め緩和を意味するものではないことを強調した(引下げの背景等については「国別動向」参照)。なお、公定歩合の引下げに伴い、ロンドン手形交換所加盟銀行の預貸金金利は慣行に従い同一幅(すなわち1%)だけ引き下げられた。

ロンドン手形交換所加盟銀行金利

(6月3日以降)

通知預金 (7日)	4.0%
当座貸越 対 国有企業	6.0%
対 一流企業	6.5~7.0%
対 一般企業	7.0~7.5%

公定歩合引下げと同時に、商務省は賦払信用規制を次のとおり強化した。

(1) 頭金率を、自動車およびモーターサイクルについては25%(現行20%)へ、また家財道具(ただし家具、寝具、調理器、湯沸し器を除く)については15%(現行10%)へそれぞれ引き上げる。

(2) テレビ、ラジオ等の賃借契約に基づく先払い金額を従来の3ヵ月分から20週分に引き上げる。

本措置についてカラハン蔵相は議会において、本措置は先般行なわれた英蘭銀行総裁による金融引締め要請(前月号「要録」参照)の抜け道をふさぎ、輸出と設備投資に必要な資源を食いつぶす消費を抑制することが目的であると述べた。

(参考) 最近における賦払信用規制の推移

1960年4月	規制復活(1952年2月にはじめて規制が実施され、その後廃止、規制が繰返えされたが、1958年10月以降全廃)
	頭金 20%(ただし、家具等は10%)
	期間 24ヵ月
1961年1月	規制一部緩和
	期間 36ヵ月
1962年6月	規制一部緩和
	頭金 10%(ただし自動車は20%据置き)

◇英国、輸出信用保証局の輸出保険料率引下げ

ジェイ商務相は、6月1日輸出信用保証局(EGGD)の輸出保険料率を10%引き下げ、即日実施する旨を発表した。

本措置は、さる4月に実施されたEGGDの輸出保証制度の改正(4月号「要録」参照)に次ぐ輸出振興策として実施されたものである。改正後の輸出保険料率は次の

とおり。

	(従来)	(改正後)
包括保険	0.6~2.5%	0.54~2.25%
期間延長保険	0.9~3.5%	0.81~3.15%
個別保険	1.5~4.5%	1.35~4.05%

(注) 包括保険は、消費財輸出につき輸出業者の全取引を包括的に引き受けるもので期間は6ヵ月~2年程度。

期間延長保険は、包括保険の期間延長分を引き受けるもので期間は3~5年程度。

個別保険は、原則として船積後3年以上5年以内の延払条件で販売される資本財輸出の一取引ごとに引き受けるもの。

◇西ドイツ、準備預金制度の一部改正

中央銀行理事会は、5月20日、7月1日以降現行準備預金制度規程の一部を改正して、長期金融機関(注1)からの預金ないし借入金をも同制度適用対象債務に指定するとともに、長期金融機関を同制度適用金融機関(注2)から除外することを決定した。改正のねらいは、最近準備預金制度対象金融機関の長期金融機関からの預金ないし借入金の受入れが増大し、これが金融引締め政策の抜け穴となりつつある事態に対処するにある。

この結果、長期金融機関の資金繰上の負担および資金コスト軽減の度合いはわずかにすぎないといわれる反面、長期金融機関から預金ないし借入金を受け入れている金融機関にとってはかなりの負担増となる模様である。市中金融機関筋では、こうした点から今回の措置がキメの細い金融引締め再強化策(たとえば10月1日から実施予定の再割引限度枠の25%削減措置など)の一環として採られたものとみている。

また長期金融業務(「注1」参照)と短・中期金融業務とを同時に営む金融機関(たとえば貯蓄銀行やバイエルン抵当・手形銀行などの混合銀行)は従来どおり準備預金制度対象機関とされているため、長期金融機関に比較して若干不利な立場に立つこととなったが、しかし貯蓄銀行はもちろん混合銀行においても、従来むしろ他種金融機関に比較して資金コスト面でかなり有利な立場にあっただけに、今回の措置は格別問題となるには至らないと思われる。

なお長期金融機関を準備預金制度の対象外としたのは、同一資金に対して二重に支払準備の積立て義務を課さないとの趣旨によるものである。

(注1) 長期金融機関とは保証自己資本および長期負債が負債総額の90%以上を占めている金融機関で、公法・私法上の一般抵当銀行、船舶ないし土地抵当銀行等を指す。

(注2) プンデスバンクの「準備預金制度に関する規定」第1条第2項にいうもので、主として次の3種を指す。

- ① 信用制度法第2条第1項4号~9号にいう企業(保険会社、建築貯蓄金庫等)
- ② 投資信託会社
- ③ 証券受託機関(Kassenvereine)

◇フランスの1964年経済計算と1965年の見通し

フランス政府は5月下旬「1964年の国民経済計算と1965年の見通し」を発表した。その概要は次のとおり。

(1) 昨1964年の実績は昨年9月現在の見通しをおおむね上回り、国内総生産の前年比増加率は5.7%(昨年9月現在の見通し5.2%、以下同じ)、うち総資本形成は8.5%(6.6%)となったが、消費は4.2%と見通し(4.8%)を下回った。

(2) 本1965年の国内総生産増加率は昨年9月現在の見込み(4.3%)を大幅に下回り2.5%になるものとみられ、景気回復が遅れる場合には2%にとどまることもあり得よう。これは個人消費および民間投資の伸び悩みを主因とするものである。

(3) 明1966年の国内総生産伸び率は、本年の伸び率が2.5%に達するような情勢であれば4%にまで上昇しよう。

フランスの国民経済計算

	1964年実績 (億フラ)	1965年見通し 1966年見通し		
		前年比実 質増加率 (%)	前年比実 質増加率 (%)	前年比実 質増加率 (%)
資源の供給	4,352	6.5	2.9	4.2
国内総生産	3,847	5.7	2.5	4.0
輸 入	504	13.4	5.8	7.8
資源の使用				
消 費	2,865	4.2	2.9	3.7
うち個人	2,678	4.1	2.6	3.5
公 共	167	6.2	6.8	5.1
総資本形成	887	8.5	7.9	3.9
うち企業	600	6	4.4	3.5
個人	173	17.9	18.3	3.6
公 共	109	9.4	11.2	6.5
輸 出	457	7.5	7.9	7.1
純サービス支出	52	5.2	4.0	4.0

◇デンマーク、抵当金融機関の貸出抑制

デンマーク政府は6月1日、抵当金融機関の貸出抑制に関する法案を議会に上程した。同法案の概要は下記のとおり。

(1) 抵当金融機関の住宅建築信用については、毎四半期中新規貸出額を前年同期中その110%以内に制限する。

住宅建築以外の貸出についても同様に、毎四半期中の新規貸出額を前年同期中のその75%以内に制限する。

(2) 本措置は、1967年3月31日まで有効とする。

今回の措置は、一般的な引締めの一環ではあるが、とくに同国証券市場の極度の不振に対処するものである。すなわち、同国では最近の建築ブームを映じて抵当金融

機関の住宅建築信用が著増し、同機関はその資金調達のために巨額の債券発行を続けた。この結果、債券価格の急落、利回りの上昇が続いた。こうした事態に対処するため、デンマーク中央銀行は最近債券の買いささえ操作を実施したが、市場がなお不振を脱しなかったため、市場不振の根因である抵当金融機関の債券発行を抑制し、かつ金利体系のゆがみを是正する趣旨から、同機関の信用供与を規制するよう政府に要請、このほど上記法案の上程をみたものである。

アジアおよび大洋州諸国

◇パキスタン国立銀行、公定歩合を引上げ

パキスタン国立銀行は、6月15日、公定歩合を4%から5%に引き上げた。

これは、輸入制限の緩和に伴う輸入の大幅増加傾向を抑制するとともに、市中銀行貸出の増加が物価の上昇を招いている現状に対処するため、とられたものである。

なお今回の公定歩合引上げは、1959年以來の措置である。

◇セイロン中央銀行、公定歩合を引上げ

セイロン中央銀行は、5月28日、公定歩合を4%から5%に引き上げた。

これは、農業生産の不振に伴う食糧輸入および開発資本財輸入の増加による外貨事情の大幅悪化に対処するとともに、市中銀行貸出の抑制を通じて穀物の買占め防止を目的としたものである。

◇豪州、対低開発国特惠関税の採用

豪州政府は、8月1日から低開発国からの輸入60品目について関税を大幅に引き下げ、英連邦特惠関税と同率ないしそれ以下とする旨発表した。

豪州では、低開発国の貿易拡大を目的としてきた2月に採択されたガット規約の改正(注)につき、これを全面的に受け入れることは同国の中進国的性格からみて困難であるとし、その批准に当たって「自国の工業化と経済開発を阻害しない範囲内においてのみこれを実施する」旨の条件を付している。今回の措置は、特定品目についての関税をとくに大幅に引き下げることにより、上記条件付批准に伴う低開発国の不満を緩和しようとしたものと伝えられている。

なお、低開発国に対するグローバル特惠を認めたのは同国がはじめてである。

(注) 低開発国産品に対する関税、輸入割当、内国税などの貿易障壁除去を、先進国に一方的に義務づけることをおもな内容とするもの(40年2月号「要録」参照)。